[NPO かながわ総研「研究と資料」№169—2011 年 12 月刊—26 頁]

神奈川 最賃千円以上!裁判 傍聴記(一)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

売り手・買い手相互間、そしてそれぞれの内部相互の市場三面競争が、市場当事者の努力工夫を促して、良い結果を得るのは、各当事者がドングリの背比べ的な状況にあるときに限る。資本主義の出発時には、そういう状況がかなり普遍的で、封建的規制や前期的独占を排除して自由競争を促すのは歴史進歩的だった。これが古典的自由主義の立ち位置だ。現代の新自由主義は、巨大独占(多くは他国本土の多国籍企業)と自営業小営業という初めから勝敗のわかっている競争を煽って、前者の勝利、後者の敗北を決定的姿でもたらし、庶民の営業破壊そして生活破壊をもたらす。労働市場では、古典的資本主義の時代から売り手不利、買い手有利の構造であり、この構造を労資対等に変える社会的営為が団結一交渉一争議を基軸とする労働組合制度 trade unionism であり、国家の社会政策であった。賃金について言えば、団体=労働組合を通ずるつまり社会的協約賃金による労働力販売、それと国家による法定最低賃金規制つまり最低賃金制が、自由市場による賃金決定よりも賃金水準を高める装置である。自由な労働市場における低賃金、労働者保護的な組合規制あるいは国家規制による多少の高賃金、どちらの実現が歴史進歩的でありかつ民主的なことかといえば、もちろん後者である。後者への肩入れという立場をはっきりさせながら、私が研究活動を行い、その普及活動をやってきた所以だ。

1960年代、私が横国大教員に成る前だと思う。私は、労働科学研究所で働いていたが、そこでの研究室の長が岩波新書「最低賃金制」の著者でもあった藤本武先生であり、私が先生の代参で各地の労働組合に講演に行くことは稀ではなかった。その講演先の一つが、三瀬委員長(故人)・増田書記長(現日中友好協会神奈川支部長)の全国一般神奈川であった。当時のナショナルセンター=総評はその賃金綱領に「全国一律最賃制」を掲げていたが、その制度闘争の実働部隊は中小零細企業の労働者つまり労働市場二重構造の底辺部分を組織していた全金や全国一般という単産傘下の諸組織であった。

盛衰の波は当然あるわけだが、その後続いた最賃制実現と改良の要求運動、それに対応して行われたあるいは欺瞞的な(典型:1959年のニセ最賃制)あるいは多少は身のある改良の変遷ののち、現在は2007年の最賃法改正により新設された9条3項の「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」との規定の実効化が一つの焦点になってきている。この脈絡のもと、本誌前々号の福田裕行論文「The Making of 最賃裁判」に経緯が生き生きと描かれているように、神奈川最賃を千円以上に決定するよう労働局長に求める行政裁判が神奈川労連イニシアで起こされた。これを支援する意味で、私は裁判毎回傍聴と決意し、9月26日の第1回裁判の横浜地裁101号法廷約70席を埋めた傍聴人の一人となった。

まず、原告 68 名から二人の切実な陳述。「女手一つで 3 人の子を育てる」のに収入が少なくて「悔しくて、夜中、河原で一人、大声で叫んだ」鈴木さん、今年 2 月の手取りが 14 万円を切ってしまったタクシー運転手の平野さん。それから、厚労省が行っている最賃と生保基準の比較技法の五つの誤りを指摘する田淵弁護士の各論的弁論、ついで、わが国法定最賃水準の国際的貧困、生活保護基準を満たさぬ状況を指摘する大川弁護士の総括的弁論、が為された。被告=国側は「本件訴えを却下するとの判決を求める」と、理由も示さずに言う異例の対応であった。次回 11 月 28 日の法廷でその理由が示されるのか?